

令和 7 年 7 月 3 1 日

組合員・利用者・関係各位

高岡市農業協同組合
代表理事組合長 松田 博成

不祥事件発生についてお詫び

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、誠に遺憾ながら、当組合におきまして不祥事件が発生いたしました。

組合員、利用者、関係各位の皆様にも多大なご心配、ご不安をおかけする事態を招いたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

当組合では、この事案をもとに、不祥事の未然防止・再発防止に向けた内部管理態勢の強化につきまして、役職員一同一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

なお、当該事件についての調査・原因の究明を行った上で、当事者並びに役員及び関係職員の処分を行っております。

1 不祥事件の概要

当組合のＡＴＭ現金の補充・精査を担当していた職員（20代男性）が、ＡＴＭに現金を補充・精査する際に、現金を横領したものです。

2 横領金額

令和7年4月から令和7年6月までの間、6回にわたり、合計500万円を横領したものです。
なお、当事者から全額弁済を受けております。

3 当事者等の処分

当事者の処分については、令和7年7月31日付で懲戒解雇処分としました。
役員及び関係職員についても、役員責任・管理監督責任を踏まえ、厳正な処分としました。

4 関係機関への報告

本件発覚後、速やかに監督官庁等の関係機関へ報告を行っております。

以上